

令和7年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが 記載されます



通知が届いたらまずは確認を。
記載が正しければ**手続不要**です。

戸籍制度マスコットキャラクター
コセキツネ

確認の流れ

1

令和7年5月以降に本籍地の市区町村から戸籍に
記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。
※本籍が長崎市のかたは8月下旬頃に発送されます。

2

通知されたフリガナを確認してください。
正しいフリガナが通知された場合、届出は不要です。
※誤っている場合は届出をしてください。
マイナポータルで手続きすることができます。

3

令和8年5月以降に通知されたフリガナが戸籍に
記載されます。

詳しくは
こちら



詐欺にご注意ください

フリガナの届出に手数料はかかりません。届出をしなくても罰則はありません。